

一般社団法人 Quality of Life Foundation 後援会・規約

(名称)

第1条 本会の名称は、一般社団法人 **Quality of Life Foundation** 後援会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人 **Quality of Life Foundation**(以下「**QoLF**」という。)の理念と活動を理解し、本会の入会金と年会費の納付によって、その活動を支援することおよび **QoLF** が実施する事業等に参加することで、医療分野における社会福祉に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 後援会会員(以下、「会員」という。)とは、本規約を承認のうえ、後援会への入会申請を行い、**QoLF** が入会を認め、かつ年会費を納めた者をいう。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

会長、監事、事務責任者

(役員職務)

第5条 会長は本会の持続的発展のために活動する。

2 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、理事会に報告する。

(役員選任)

第6条 会長、監事、事務責任者は、**QoLF** 理事会において会員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(入会手続き)

第8条 入会申込方法は、以下のいずれかによるものとする。

(1)入会申込書に必要事項を記入し **QoLF** へ提出する方法

(2)インターネットの入会申込ページに必要事項を入力し登録する方法

(入会金・年会費)

第9条 入会金及び年会費は以下に定める通りとする。

プライマリー会員 (個人)	入会金	50,000 円	年会費	120,000 円
プライマリー会員 (法人・団体)	入会金	100,000 円	年会費 1 口	210,000 円
アソシエイト 会員 (個人)	入会金	15,000 円	年会費	30,000 円
アソシエイト 会員 (法人・団体)	入会金	50,000 円	年会費 1 口	108,000 円

(納入方法)

第10条 年会費等は、下記の方法により、全額一括納入とする。

なお、入会金及び年会費は、本会の運営およびQoLFの活動・運営全般に充て、更なる活動の向上、事業運営に充てるものとする。

- (1)クレジットカード決済
- (2)QoLF 指定口座への振込

(会員期間及びその更新)

第11条 本規約に基づく会員有効期間は、5月1日より翌年4月末までとする。但し、入会者については、年会費の入金日から次の4月末日の前日までとする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から本会に対し、退会届を提出した場合を除き、会員期間を自動更新するものとする。

(特典)

第12条

プライマリー会員(個人・法人・団体)には、以下の特典を提供する。

- (1)当法人が主催するチャリティ・ガラ(Power of Eleganceを除く)・医学セミナー、交流会、親睦旅行等、QoLFが主催する活動への割引料金での参加。
- (2)QoLF 名誉顧問(各大使閣下・メディカルアドバイザー)との懇親会へのご招待。
- (3)QoLF メディカルアドバイザーとの医療・健康に関する相談会へのご招待。
- (4)QoLFメディカルアドバイザー所属病院の院内見学ツアーへご招待。(不定期)
- (5)QoLF が主催する Power of Elegance チャリティ・ガラへ1名様ご招待。(個人会員)
法人・団体会員は下記の通りとする。

1 口につき2名様/ 2口につき6名様/ 3口につき 一テーブル 10名様 ご招待

2 アソシエイト会員には、以下の特典を提供する。

- (1)当法人が主催するチャリティ・ガラ(Power of Eleganceを除く)・医学セミナー、交流会、親睦旅行等、QoLFが主催する活動への割引料金での参加。
- (2)QoLF 名誉顧問(各大使閣下・メディカルアドバイザー)との懇親会に割引料金での参加。

(3) **QoLF**が主催する Power of Elegance チャリティ・ガラへ割引料金での参加(個人会員)

(4) **QoLF** が主催する Power of Elegance チャリティ・ガラへご招待。(団体・法人)

1 口につき1名様/ 2 口につき3名様/ 3 口につき 一テーブル6名様 ご招待

(届出事項の変更)

第13条 会員は、氏名、住所、口座など入会時に届出た事項に変更があったときは、すみやかに本会にその変更内容を届け出るものとする。

2 前項の届出がないために、本会からの通知または送付書類その他のものが延着、または到着しなかった場合、本会はその責を負わない。

(退会)

第14条 会員が退会を希望する場合、本会へ申し出るものとし、その場合において、入会金・年会費は返金されない。

2 次の場合は、会員は会員の資格を喪失する。

(1) 会員が、第9条に定める年会費等の納入を怠った場合

(2) 本規約に違反した場合

(3) 会員が、政府の「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」、または「東京都暴力団排除条例」に違反した場合

(4) **QoLF** や他の会員の信用、名誉を害する言動があるなど本会および **QoLF** が会員として不適格と判断した場合

3 前項の理由により会員の資格を喪失した場合は、原則として再入会は認めない。

(個人情報)

第15条 本会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(規約の追加・変更)

第16条 本規約に定めのない事項については、**QoLF** 理事会の決議により定めるものとする。

2 本会は、**QoLF** 理事会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。**QoLF** 理事会により追加・変更された本規約は、**QoLF** のウェブサイトに掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

附則

- 1 特定非営利活動法人 **Quality of Life Foundation** より移行の会員は入会金を免除する。
- 2 この規約は、令和元年7月1日から施行する。